

国の出先機関の事務・権限の移譲に
係る中国地方の取組について

【 共同声明 】

中国地方知事会

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について 【 共同声明 】

国の出先機関の事務・権限の移譲については、6月1日に開催した中国地方知事会議において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める方針を、別紙のとおり合意し、併せて、特例制度の課題解決に向けた共同アピールを採択した。

我々としては、国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化など、真の分権型社会の実現に大きく寄与する改革とすべきと考えており、地域の実情に応じた政策展開を通じて、住民サービスの向上を図ることを目的として、当面、中国経済産業局の事務・権限の移譲を求める。

このため、今後、受皿となる特定広域連合の設立に向けた準備を鋭意進めるとともに、その他の移譲対象出先機関についても、中国地方の実情を勘案しながら段階的に検討を進めることとする。なお、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図ることとする。

特例制度については、国の関与や人員移管、財源等の課題があることから、政府においては、これらの課題を解決するとともに、出先機関の原則廃止を確実に実行するため、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限の尽力をいただくよう、また、詳細な制度設計に当たっては、地方の意見に十分に耳を傾け、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすることを要請する。

平成24年8月7日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について
【合意内容】

1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

(1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

(2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

(3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	二井関成